地下水マネジメント研究会について

内閣官房 水循環政策本部事務局 令和5年3月



目 的

地下水に関する基礎的な知識を提供するとともに、多くの地方公共団体に共通する課題について、 先進的な取組を進めている地方公共団体の経験・ノウハウや、大学、研究機関、企業、NPOなど地下 水に関わる多様な主体の知見等を提供し、意見交換を行うことで、地下水マネジメントに取り組む地 方公共団体が、課題解決の方向性を見いだすことを支援する。

進め方

第1回(今回)は、水循環基本法など地下水を取り巻く基本的な知識を提供するとともに、地下水マネジメントの必要性等を共有する。第2回以降は、地方公共団体の担当者へのアンケート等で把握した地下水の課題のうち、多くの地方公共団体に共通するものをテーマとして取り上げ、これらの課題に対する既存の知見を共有するとともに、更なる解決策の可能性を見いだすべく、多様な関係者による意見交換を行う。

- ① 水循環基本法と地下水マネジメント推進プラットフォームの取組(R5.3.10)
- ② 地下水に関する知識、取組手順
- ③ 地下水の実態把握、取組効果
- ④ 条例等の地域のルールづくり
- ⑤ 節水、涵養等の施策

R5年度実施予定

※テーマは変更する場合があります。



① 地下水に関する知識、取組の手順

- ・ 地下水に関する調査・分析について、技術的ノウハウや知識がない
- ・ 職員に安定的な高い専門性を求めるのは難しい
- 何からはじめるか、どのように進めるか、わからない
- ・ 施策の進め方(節水ルール、地下水涵養の促進等)を示したガイドラインやアドバイスが必要

② 地下水の実態把握、取組効果

- ・ 地下水涵養量がわからないため、揚水量の上限値がわからない
- ・ 地下水脈の場所や地下水量の把握がなされていない
- ・ 原因特定が難しいため、根本的解決ができない
- ・ 節水や涵養による効果を示さなければ協力が得られない

③ 条例等の地域のルールづくり

- ・ 施策(節水、地下水涵養の促進等)に対応したルール作りの事例を知りたい
- ルール作りの手順、方法がわからない
- 新規掘削の規制及び現所有者の利用水量の管理をどうしていくか悩んでいる
- ・ 規制対象外の用途や小規模井戸を複数設置して同一敷地内、同一用途に使用するなど、事業者、市民の間で不信感が生じることを懸念

④ 節水、涵養等の施策

- ・ 節水や涵養への協力を得るための方法がわからない
- ・ 地下水涵養事業を、どこの地域・場所の休耕田で行ったら効果的なのかということがはっきり分からない
- ・ 涵養域が他の自治体にあり対応が難しい
- 道路消雪用の地下水使用を削減するための方法について困っている

⑤ 資金管理、人材確保

- ・ 事業の予算財源が必要
- ・ 日々の業務だけで手一杯であり、取組に着手できない
- ・ 調査については、人員・予算が不足している

自治体の取組事例 - ヒアリングで得た参考となる取組 -



① 地下水に関する知識、取組の手順

- ・ 地下水学会に会員登録し、学会からの情報提供や講座により知識を得る
- ・ 関係する研修(涵養林なら林業関係や土木関係などの研修)を受講する
- ・ 地下水観測、コンサル委託や大学との共同研究、審議会や協議会の運営などの通常業務で知識を高める
- ・ 進め方がわからない場合には、地下水マネジメントの手順書が参考になる
- ・ 他自治体の事例を参考に試行錯誤しながら取組を進める
- ・ 初期段階の実態把握の総合的な調査が、その後の取組につながる

② 地下水の実態把握、取組効果

- ・ 国、県、市、他部局などの既存の観測データを活用する
- ・ 市民の協力による地下水位観測を約1万円/月・カ所の謝礼で実施している
- ・ 地下水位観測20カ所程度を百万円強/年で実施している
- ・ 観測井や河川流量の調査は、直営でもできる
- ・ 観測井は新設せずに既存の井戸を引き継いで拡充する
- ・ 井戸の分布は、井戸水の水質検査と井戸台帳を比較し特定する
- ・ 地下水揚水(取水)量は、水道水源と企業の取水量から大まかに把握する
- ・ 初期段階の実態把握を大学との共同研究により低コストで行っている
- ・ 実態把握で涵養量や水収支の算定方法を確立し、その後は直営で更新する

③ 条例等の地域のルールづくり

- ・ 他自治体の条例を簡単に検索できるツールがあれば、作りやすくなる
- ・ 似たような状況にある自治体の先進的取組を参考に条例を制定する
- ・ 事業者へのアンケートにより、口径、用途などを把握し、規制値を決める
- ・ 専門的な議論のため、条例制定の研究会などの組織を立ち上げる
- ・ "市長が必要と認める場合"などの、条例のただし書きの客観性を確保するため、審査会等の組織を設ける

④ 節水、涵養等の施策

- 新たな取組を進める場合、他の先進自治体の調査、議論が参考になる
- ・ 地下水涵養等の取組は、企業進出の機を逃さずに共同で取り組む
- ・ 除草効果、連作障害防止の副次的効果として地下水涵養に取り組む
- ・ 市民の協力により掲示板で地下水位と注・警報を知らせる
- ・ 取組を確実に進めるため、行動計画等で実施主体を明示する

※ ⑤ 資金管理、人材確保については、①から④に関連するため、 それぞれに記す。



第1回 地下水マネジメント研究会

第1回の研究会は、今後、地下水マネジメントに関する課題を議論していくための基礎的な知識として、地下水マネジメント推進の背景、水循環基本法と水循環基本計画における地下水に関する記載内容、地下水マネジメント推進プラットフォームの取組、地下水マネジメントに取り組む地方公共団体の取組事例等を紹介するwebセミナーとして実施します。内閣官房水循環政策本部事務局及び先進自治体からの説明後、参加者との意見交換を行います。本研究会は、地下水マネジメントに取り組む地方公共団体、大学、研究機関、企業、NPOの方々をはじめ、どなたでも参加可能です。

プログラム

(1)報告事項

- ① 地下水マネジメント研究会について
- ② 水循環基本法とプラットフォームについて
- ③ 地方公共団体からの報告
 - ・郷土財としての地下水を守る取組(福井県大野市)
 - ・安曇野市における地下水マネジメントの取組(長野県安曇野市)
- ④ 地下水マネジメントの手順書について
- (2)意見交換